**第２回　大阪府堺市保健医療協議会　在宅医療・ターミナルケア部会概要**

日時：平成２８年９月９日（金）１４:００～１５：００

場所：堺市役所　本館６階　Ｂ会議室

**■議題１　「在宅医療の推進について」**

**■議題２　「地域医療介護総合確保基金事業に対する意見について」**

**（資料に基づき、堺市健康福祉局健康部健康医療推進課から説明）**

**（主な質問・意見等）**

○往診可能な医療機関の所在地が高齢者にも介護者にもわかりやすいようにしてほしい。

また、自宅で介護する人の生活を汲み取る在宅医療・往診で、介護が続けられるような環境の整備をお願いしたい。

　○かかりつけ医を持ち、コミュニケーションを密にとることが大切。

○在宅医療については、２４時間対応ということが一番のネックであり、行政も関わることが必要である。緊急時に備え、急病診療センターのような在宅に対応できる医師が常駐するというようなシステムづくりが必要ではないか。それにより多くの医師が、安心して在宅医療を行え、多くの患者も安心して在宅で療養生活が可能となる。

○在宅医療で大切なことはチームを組むこと。１人では限界があるので、主１人、副２人の３人程度でチーム組み、報酬の割合や出務のルールも予め決めておくことが大事。

　○病院医師と開業医とが相互往診する。病院の方から患者を診療所に紹介し、開業医の先生も病院の医師も相互に往診する。相互往診し、患者の容態が急変するようなことがあれば病院が対応するというシステムが最善ではないか。

○4つのテーマを実施していくのはどこが窓口となるのかはっきりしていただきたい。一医療圏である堺市のみで実施可能なことではないか。総論的なものでなく、具体的な議論を行いたい。

**（主な大阪府及び堺市の回答）**

○今回部会で議論いただくテーマは、「大阪府地域医療構想」で在宅医療を進めるうえでどういう課題があるかがまとまっている。その中から、中心となる在宅医療を進める大切な部分ということでテーマを絞り各圏域で議論していただくこととした。

○具体的な議論は当然必要であり進めていかないといけない。窓口は本協議会の窓口である健康医療推進課となる。なお、市における地域包括ケアシステム構築についての直接の担当部署は長寿社会部高齢施策推進課であり、２課連携で進めて参りたい。